第3回岡山県自動車·同附属品製造業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和6年10月16日(水) 午後2時45分~

2 場 所

岡山市北区桑田町1丁目36号 岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人 労働者側委員 : 3人 使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双 方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

65 円を提示する。

県最賃と特賃(自動車)を一本化する時期が来るかもしれないが、段階的な賃上げをし、基幹産業である自動車が県内の他産別に引けを取らないような改定は必要である。

最賃の全国加重平均1,055円に1円をプラスした1,056円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

30 円を提示する。

中央最低賃金審議会の賃金改定状況調査第4表③のBランクの賃金上 昇率は2.9%であり、これに現行の特賃額を乗じると+30円程となる。

県最賃と特賃(自動車)を一本化することを考え、現状の60円程の差を3年間で埋めるとすると、毎年20円ずつ差を縮めるということになる。

提示額は、県最賃の上げ幅50円から20円を引いた額+30円でもある。

(2)公益より再度金額提示の余地はないか諮ったところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

63円を提示する。

最賃の全国加重平均 1,055 円から 1 円をマイナスした 1,054 円を念頭 に 63 円を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

提示額に変更なし。

一本化を見据えると、県最賃の上げ幅は 50 円であったので、労側が少なくともそこまで提示額を下げなければ、次の提示額を示すことはできない。

(3) 労使協議について

労使協議の意向が示され協議が行われたが結論に至らず、次回審議で 検討したい旨の申出があり、審議は持ち越されることとなった。

6 配付資料

・最低賃金についての意見要旨